

有害捕獲ガイドライン（市町担当者向け）

広島県農林水産局農業生産課

令和8年3月

(1) 作成の目的	1
(2) 有害捕獲の法的位置付け	4
1) 鳥獣保護管理法と鳥獣被害防止特措法との関係	4
2) 捕獲許可制度（個人・法人）	5
3) 直営／委託の法的リスクと責任	6
(3) 有害捕獲手法の技術的要点	7
1) 捕獲手法の概論	7
2) 適用条件と安全管理	8
(4) 有害捕獲において推奨される事業運用	9
1) 捕獲計画の策定手順	9
① 構想	10
② 測量	10
③ 設計	11
④ 工事	11
2) 捕獲計画の点検・評価	11
(参考) ○○市町捕獲計画書	13

(1) はじめに

- 本ガイドラインは、被害防止計画を策定して農作物の鳥獣被害対策に取り組む市町が、有害捕獲を適切に進めるために広島県が作成するものである。
- 本ガイドラインでいう有害捕獲とは、市町が被害防止計画に定めている、捕獲体制や対象鳥獣（ニホンジカ、イノシシ、ニホンザル等（以下これらを総称して「シカ等」という。))の捕獲計画等に沿って、法人又は個人に捕獲許可して、捕獲に係る経費等を支払って捕獲する事業をいう。
- 本県においても、シカやイノシシの個体数が増加している地域が多いことは事実であり、それらを捕獲することは重要であるが、有害捕獲をもって市町全域における鳥獣の生息数を面的に抑制し、その結果として恒常的な被害軽減を図ることを目的とする考え方は、実務上の制約や捕獲の性質を踏まえると、現実的ではない。
- 有害捕獲は、侵入防止対策や環境整備（誘引果樹の撤去等）といった被害防止対策を講じた上でも、特定の地域又は場面において被害の発生やそのおそれが解消されない場合に、当該事象への対応として実施される補助的な手段であることは、文献1等多くの資料で指摘されている。
- しかし、これまで、有害捕獲の評価は捕獲頭数に重点が置かれ、農地で食べることを学習した「加害個体」の捕獲を計画的に実行することが疎かになっていた。その結果、令和6年度予算執行調査（財務省）において、有害鳥獣の捕獲頭数が被害の減少につながっていないと指摘を受けており、農林水産省から自治体に対して、効果的な捕獲のためのPDCAサイクルの取組を「チェックシート」をもとに実施するよう指導されるに至っている。
- このような状況を踏まえ、「チェックシート」に沿って有害捕獲を適正に実施していくために、実施者である市町が、実行の体制、技術を整理したうえで作成する「捕獲計画」を実行し、これを点検評価する必要がある。
- 市町には、捕獲体制（業務の監理を含む）、捕獲技術の選定や運用について見直しを進めていくために、本ガイドラインを参照していただきたい。
- なお、国では鳥獣被害対策のマニュアル類は整備されているものの、市町が行う有害捕獲のガイドライン類は整備されていない。そのため本ガイドライン作成においては、農林水産省の野生鳥獣被害防止マニュアル【総合対策編】及び環境省の認定鳥獣捕獲等事業者制度における認定鳥獣捕獲等事業者講習テキスト並びに関西広域連合広域環境保全局発行の資料類を参考にし、多くの引用をした。

表 1 参考文献

文献番号	文献名
文献 1	農林水産省 野生鳥獣被害防止マニュアル【総合対策編】-令和 5 年 3 月版 (https://www.maff.go.jp/j/seisan/tyozyu/higai/manyuaru/manual.html)
文献 2	環境省 認定鳥獣捕獲等事業者講習テキスト (https://www.env.go.jp/nature/choju/capture/download.html)
文献 3	関西広域連合広域環境保全局 「R6 年度有害鳥獣捕獲事業アンケート解説書」 (https://www.kouiki-kansai.jp/koikirengo/jisijimu/kankyohozen/shizenkyouseigatasyakai/7641.html)
文献 4	関西広域連合広域環境保全局 「鳥獣捕獲等事業 設計・監理のガイドライン (Ver. 4) 令和 4 年 3 月版 (巻末資料) 鳥獣捕獲等技術解説書」 (https://www.kouiki-kansai.jp/koikirengo/jisijimu/kankyohozen/shizenkyouseigatasyakai/7641.html)
文献 5	関西広域連合広域環境保全局 「鳥獣捕獲等事業 監理監督要領 (ver. 1) 令和 3 年 3 月版」 (https://www.kouiki-kansai.jp/koikirengo/jisijimu/kankyohozen/shizenkyouseigatasyakai/7641.html)

(2) 有害捕獲の法的位置付け

1) 鳥獣保護管理法と鳥獣被害防止特措法との関係

- 有害捕獲において鳥獣保護管理法は、捕獲という行為を合法化するための許可制度を定める法律である。同法では、捕獲という行為の可否、安全性、許可基準を規定している。
- 鳥獣被害防止特措法は、行政が被害防止のために捕獲等を事業として行う根拠法である。同法では、市町による被害防止計画の作成、捕獲事業の実施（委託を含む）等、行政施策としての捕獲の“理由”と“実施枠組み”を定めている。
- 有害捕獲は、鳥獣保護管理法9条に定められた許可捕獲の一種である。目的に応じて許可は発出するものであり、狩猟とは、その目的等において明確に異なることから、狩猟を有害捕獲として行うことは適切ではない。
- 同法に基づく捕獲許可は、鳥獣被害防止特措法において権限移譲が認められており、本県では、農林水産業または生活環境に被害をもたらす鳥獣種のうち、ツキノワグマ以外は、市町に捕獲許可権限が移譲されている。

鳥獣保護管理法と鳥獣被害防止特措法との連携

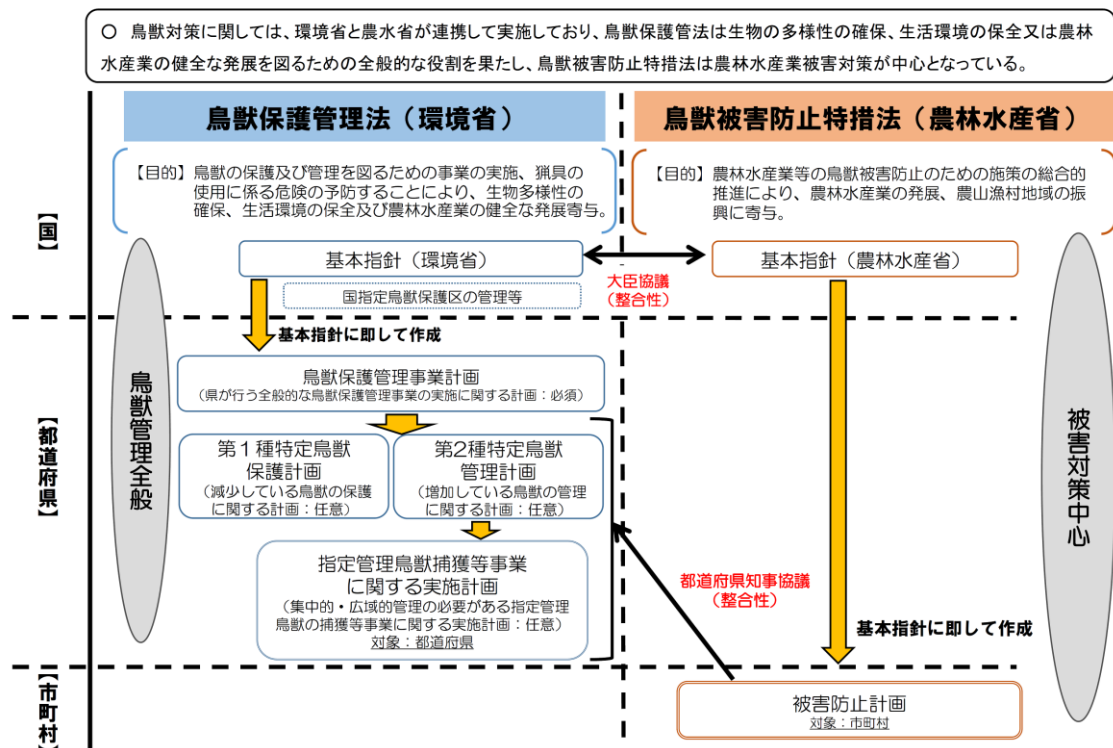


図 1 鳥獣保護管理法と鳥獣被害防止特措法の関係性と分担

2) 捕獲許可制度（個人・法人）

- 同法9条許可においては、原則として個人に対して許可を発出することとされ、9条8項においていわゆる法人許可の発出が認められている。
- 法人許可は、環境大臣が定めた法人のみが受けることができる。環境大臣が定めた法人とは、以下の者である。
 - * 国、地方公共団体、認定鳥獣捕獲等事業者、農業協同組合、農業協同組合連合会、農業共済組合、農業共済組合連合会、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会、漁業協同組合、漁業協同組合連合会
- 法人許可を受けた法人は、指揮監督の適正を期するため、「鳥獣捕獲等事業指示書」と「鳥獣捕獲従事者台帳」（図2）を整備することになっている。

(様式7)

(裏面)

第 号	交付年月日 年 月 日
捕獲等事業指示書	
法人名 法人の代表者氏名 電話番号	
従事者氏名	に対する指示内容
捕獲期間	
捕獲方法	
捕獲区域	
捕獲鳥獣名及び その割当員数	
捕獲鳥獣の処理 方法	

(裏面)

捕獲等報告欄			
鳥獣名	捕獲数	捕獲区域	処置の概要

注意事項

1 捕獲等に従事するには、本指示書を必ず携帯すること。
 2 従事者は、法人に対し適宜鳥獣の捕獲状況について報告し、その指示を受けること。
 3 指示された捕獲期間満了後は速やかに、交付を受けた法人に、必要事項を記載の上返納すること。

(様式8)

従事者台帳の様式

	記載項目	内 容	備 考
従事者に関する事項	従事者証の番号		
	従事者証の有効期限		
	住所		
	職業氏名		
	生年月日		
指示事項	捕獲期間		
	捕獲方法		
	捕獲区域		
	捕獲鳥獣名及びその割当員数		
捕獲の記録	捕獲鳥獣の処理方法		
	捕獲鳥獣名及びその員数		

図2 鳥獣捕獲等事業指示書と鳥獣捕獲従事者台帳

- 県内の有害捕獲は、19市町で法人許可によって行われており、この大半は許可権者も許可受給者も市町の長という状況である。
- 法人許可を受けた法人は、指揮監督の適正を期することが求められる。つまり、事業主体として有害捕獲の事業設計と監理に責任を負っているということである。
- 捕獲という行為は、行政職の職務内容とは縁遠いため、これまでは従事者が有するノウハウ等に依存して成り立ってきた実態がある。しかし法制度を改めて認識すると、従来の従事者に依存した体制は不適切であり、国課長通知別紙「鳥獣被害防止対策チェックシートの記載に係る留意事項について」においても、捕獲活動の進行管理を適切に行い、必要に応じ、当該団体と捕獲の実施に関して協議、調整を行うなど、任せきりにならないことが求められている。

3) 直営／委託の法的リスクと責任

- 有害捕獲は、鳥獣被害防止特措法に基づく「鳥獣被害対策実施隊」と狩猟者団体に委託する「捕獲班」、住民が個人で行う捕獲に大別される。
- これら体制の大別と、捕獲許可発出の種類（個人許可、法人許可）を一覧表にまとめたものが文献3に掲載されている（表2）。

表2 捕獲体制の大別と捕獲許可種類の一覧

体制 \ 捕獲許可	個人許可	法人許可 (許可法人が 自治体)	法人許可 (許可法人が 自治体以外)
鳥獣被害対策実施隊 の設置	直営	直営	直営
法人格を有する者 への委託	委託	業務仕様による	委託
狩猟者団体への委託	委託 (直営とみなされる 可能性もある ¹⁾)	直営	業務仕様による
個人への委任	その他	直営	委託

1) 委託契約の体裁を取ってはいるものの、実質的には雇用と同様の指揮命令関係が存在するとみなされる場合には、使用者責任が問われることがある。

- 直営（市町が自ら主体となり、市町職員が職務を直接執行する方式）と委託（市町が業務の全部または一部を外部の法人等に委ね、当該法人が自己の責任において業務を遂行する方式）は、市町にとって有害捕獲の準備と実行において全体を担わなければならないのか、あるいは部分で良いのか、といった大きな違いがある。
- 直営方式では、体制構築や運用のルールづくり、従事者への教育訓練、そして捕獲等の作業指示と現場管理という全てについて、市町が使用者として責任を負い、第三者に損害を加えた場合、国家賠償法等に基づく賠償責任を負う可能性がある。
- 委託方式では、委託業務の設計（仕様書づくり、費用の積算）や業務統括（業務監理）は市町が担うものの、捕獲体制のルールづくり、従事者への教育訓練、作業指示や現場管理は委託先に委ねることになる。
- ただし有害捕獲の事例の中には、委託契約の体裁を取ってはいるものの、実質的には雇用・任用と同様の指揮命令関係が存在するとみなされ、直営と同様に市町が賠償責任を負う可能性のある場合が示唆されている。
- そのため、より安全側で法的リスクを抑制しようと考えた場合、市町が直營業務として全体を統括することが望ましい。

4) 直営／委託の判断

- 現状の鳥獣被害防止特措法制度においては、鳥獣被害対策実施隊が対策の実行部隊として位置付けられており、隊員は地方公務員法上の特別職として、身分が法的に保障されていることから、実施隊によって市町直営で捕獲活動を行うことが一つの形態として想定されている。
- ただし、実施隊制度においては、捕獲活動行為に伴うリスクと均衡した補償にはなっていないという課題が指摘されている。
- 現状においてはこれもリスクとして認識したうえで、前項の法的リスク等を踏まえて、直営または委託の判断を行うべきである。

(3) 有害捕獲手法の技術的要点

1) 捕獲手法の概論

- 捕獲手法の技術体系を把握している関係者は少ないが、行政職員は、事業主体として事業を設計し、管理する上で体系的に理解しておく必要がある。
- 従来、捕獲手法は法制度においても狩猟用語を用いられてきた。しかし、狩猟用語は、地域の文化や経験知に基づいて形成された用語であり、行為の技術的な要素分解に基づいて体系化された技術用語ではない。
- 有害捕獲のような行政が実施する業務における文書等では、誰もが誤解なく理解でき、安全管理に資する普遍的で体系的な技術用語を用いることが不可欠である。狩猟用語をそのまま行政文書に用いることは、用語の地域差や曖昧さによる誤解を生み、標準化・安全管理・技術習得の妨げとなる可能性が高いため、技術用語としては適切ではないと考えられる。
- 現在、その観点で捕獲手法を体系的に説明した用語と定義は、文献4に掲載されているので、図3に引用する。



図3 捕獲手法の体系図

- 本体系に基づけば、捕獲技術の要点や安全管理のポイントが把握可能になり、有害捕獲における手法選定や業務管理が可能になる。文献4に掲載の表をまとめると、表3のように整理できる。

表3 捕獲技術体系に基づく技術的要点と安全管理のポイント

捕獲方法		技術的要点	安全管理のポイント 及び手法選定の考え方
銃	定点捕獲 (待ち伏せ 猟、タツマ)	あらかじめ撃つ場所(射点) と撃つ範囲(射角)を計画 し、狙撃。	業務管理者と捕獲作業者の役割分担 が明確であるため、責任の所在が行政 と捕獲者の間で整理され、結果として 安全かつ効率的な捕獲体制を構築可能。
	非定点捕獲 (忍び猟、勢 子)	あらかじめ射点と射角を計画 せず、狙撃。	現場での即応性に依存せざるを得 ず、業務管理者と捕獲者の責任分担 が曖昧で、安全管理等は射手に依 存。 自治体が主体の業務において、作業 者にのみ安全管理を委ねる考え方は、 適切ではない。
わな	露出型捕獲 (箱わな、囲 いわな等)	わなの構造が地表上に露出。 わな内外に餌を置いておびき 寄せ、可能な限り複数頭を捕 獲。	視認性が高く、安全管理が非露出型 に比べて実施しやすい。イノシシの ように群れ行動する種類には重要な 手法。
	非露出型捕獲 (足くりわ な)	わなの構造が地表上に露出し ない。動物の通り道などにわ なを設置して、わな1基で1 頭を捕獲。任意の場所に誘引 して捕獲することが可能。	視認性がほとんど得られず、安全管 理は看板等の掲示、設置位置の周知 が必要。露出型捕獲に比べて捕獲ま でに要する日数が短いことが一般的 で移設も容易なため、短期間で集中 的な捕獲を実施することに適した手 法。

2) 適用条件と安全管理

- 有害捕獲は、何よりも安全性が優先されなければならない。公務で行う事業であることから、従事者にゆだねるだけでなく、市町が主体的に安全確保を実践する必要がある。
- 加えて、有害捕獲の実施目的である被害抑制を捕獲頭数の追求で達成することは困難である。
- 被害抑制は、被害発生地点に出没する個体を駆除するという手段の実現が必須である。それは捕獲頭数で評価できるものではなく、捕獲による出没頻度の低下によってこそ、評価できるものである。
- 有害捕獲は、農地で食べることを学習した「加害個体」を捕獲することが重要であるため、人里離れた山中ではなく、鳥獣被害が生じている里地付近で行うべきものである。

- 猟法の選定にあたっては、まず銃については、里地付近には民家等が周囲に存在する立地が多く、安全性の観点から、「非定点捕獲」は採用すべきではない。また、人の往来が制御できない環境においては、「定点捕獲」も、想定される事故を未然に防ぐ対策を講じた上で、なお相当に慎重に行うべきである。
- わなによる捕獲は、銃による捕獲と比べて計画性、人への周知を前提にした安全確保の面で秀でているが、人への周知（わな架設位置及び期間、人が誤ってかかる可能性、クマ等の錯誤捕獲を含めた捕獲された後の危険性等）は不可欠である。
- 特に「非露出型」のわな捕獲は、わなそのものを視認できないため、これらの周知徹底が強く求められる。
- 「非露出型」のわな捕獲は、狩猟では一般的である、野生動物の通り道に設置するよりも、広島県において技術開発している、餌でおびき寄せる手法は、野生動物の通り道に設置することは必須ではため、錯誤捕獲リスクの抑制、捕獲効率の向上に寄与することが期待できるため、推奨する方法である。
- なお、猟犬の存在・機能の重要性は、狩猟において頻繁に語られており、そのこと自体を議論するものではないが、市町が行う有害捕獲において猟犬を使用することについては、猟犬は人が完全に制御できるものではなく、ペットや人に噛み付くなどの事故は多く生じてきたことを踏まえ、その必要性和危険性の回避を熟慮したうえで、極めて慎重に行われるべきである。

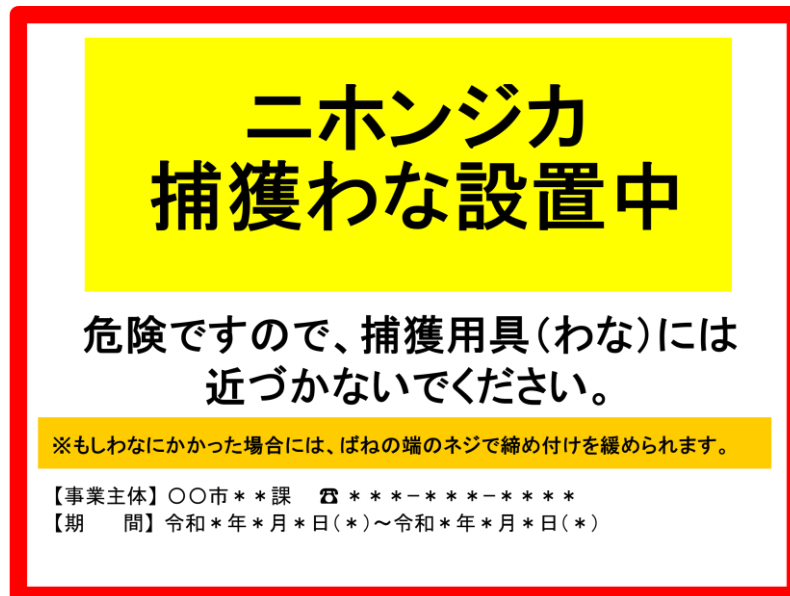


図4 安全標識例

- 住民等の安全を確保するための安全標識（図4）の設置については、有害捕獲を市町が直営で実施する場合には市町自らが計画及び設置を行い、外部に委託して実施する場合には受託者が計画及び設置を行うものとする。ただし、いずれの場合においても、市町は有害捕獲の実施主体として、安全確保の観点からその内容及び実施状況を把握し、適切に管理する責務を負う。

- 保険については、市町が実施して行う事業であることから、個人が負担して加入しているハンター保険などではなく、市町が加入すべきである。また、市町が法律上の損害賠償責任を負った場合の補償にも備えておくことが望ましい。

(4) 有害捕獲において推奨される事業運用

1) 捕獲計画の策定手順

- 緊急捕獲事業等の実施にあたって作成が義務付けられている「チェックシート」は、持続的な捕獲体制を構築し、効果的な捕獲計画を策定し、その計画に基づいて捕獲を実行し、その活動を点検評価することが必須である。
- 「チェックシート」の内容を実行しているかは、県が確認することとなっており、市町において、関係者の意識統一を図り、これらの一連の内容の実行性を高めるために、捕獲計画の中に明示することが有効である。
- 持続的な捕獲体制の構築については、現行の体制を位置付けられるものと想定しているが、法的な責任やリスクを認識したうえで、それをできるだけ回避するための市町の指揮命令系統の担保のほか、将来的な体制の維持に向けた従事者の確保、関係者の「捕獲補助者」としての活用などを組み込むことを検討すべきである。
- 実施主体となる市町の指揮命令系統のもとで、安全かつ効果的な捕獲活動を実施するための捕獲計画を策定し、実行していくためには、既に広く定着している、土木建設分野における業務フローを参考にするとわかりやすい（図5）。

		市町	従事者
構想	・被害発生地点のうち、優先順位が高いのはどこか？	◎ (分析)	○ (助言)
測量	・捕獲エリアの立地等を現地踏査して特性を把握	○ (監理)	◎ (実施)
設計	・安全で効率的な捕獲手法と安全措置を立案	○ (承認)	◎ (立案)
工事	・捕獲の実施	○ (監理)	◎ (実施)

図5 土木建設分野における業務フローを参考した有害捕獲の業務フローと役割分担

- 捕獲計画の実行を前提とした計画の作成にあたっての手順と留意事項は次の通りである。

① 構想

- 有害捕獲は、「加害個体」を捕獲するため、農作物等の被害が発生した地点の近傍で行うものである。

- それを実現するには、被害発生地点のデータベース化（マップ化）が不可欠である。
- マンパワー等に限りがあるため、被害発生地点を視覚的に認識し、有害捕獲の効率性、緊急性を判断する必要がある。
- 効率性や緊急性の判断とは、侵入防止や環境整備の実施履歴（これらの対策が施されているかどうか）や守るべき農地の優先度（市町振興計画や地域計画等）に基づいて行うものである。
- ここまでの業務は、捕獲従事者ではなく、市町側で行うべき内容である。

② 測量

- 有害捕獲の“測量”（＝捕獲場所の特性把握）は、捕獲技術にある程度精通した技術者が行うべきものである。この場合、行政職員はその行為を管理監督し、捕獲従事者がその実務を担うことが現実的であろう。
- 捕獲従事者には、地形、土地利用、誘引物の分布、野生動物の出没頻度等を現地で観察・記録し、監督者に報告する意識と能力が求められる。

③ 設計

- 設計においては、捕獲手法の選定もさることながら、必要な安全措置（従事者及び第三者の安全を確保するための作業管理の方法、注意喚起の方法等）を計画することが重要である。
- 安全措置については、公務として行うことを念頭に、捕獲従事者のこれまでの捕獲経験に基づく判断にゆだねることなく、行政職員があるいは自ら行うべきものとして、注意深く管理するよう計画する。
- 加えて、と体処分の方法について、ジビエ利用可能な捕獲方法や焼却施設への搬入ルールなど、円滑な対応が可能となるため、この段階で計画しておくことが重要である。

④ 工事

- 捕獲は、従事者が行うのが実態である。市町職員は、構築する体制に応じて一般的な工事業務等の要領に準じて指示、現地立会等の監理をする。
- 現地立会の際の確認事項（表4）は、関西広域連合でまとめられている（文献5）内容を参考にリスト化し、聞き取りなどの方法でチェックを行う。

2) 捕獲計画の点検・評価

- 前述のとおり、有害捕獲事業は、捕獲頭数ではなく、捕獲による出没頻度の低下によって、評価されるべきものである。
- 捕獲計画を点検し、その結果を評価するにあたり、捕獲前後の生息・被害状況（地域住民からの聞き取りやセンサーカメラのデータなど）、捕獲実績などの情報を収集し、捕獲時期・場所等のマップ化を行うことが望ましい。

- また、従事者から捕獲計画に基づく活動が実施できたか、実施上の課題や必要な追加対策を確認・把握しておく。
- これらのデータ等を整理したうえで、捕獲計画と実績の乖離の有無や生息密度の減少や被害の軽減への寄与度について取りまとめ、当事者以外の有識者に意見を聴取し、できなかった場合にはその要因分析を行い、次年度捕獲計画の改訂を行う。

表4 監理監督の要領

工程	項目	方法	監督内容
業務計画書の 内容 確認	業務計画書全般	受注者は業務計画書を作成し、監督職員に提出	<ul style="list-style-type: none"> 業務計画書作成前に現地踏査が行われ、事業実施地の情報が反映されているか 記載すべき事項が書かれているか 業務計画(方法や工程等)は、適切か 業務発注時からの変更箇所の確認 業務発注時の数量を満たしているか(業務設計書と突合する)
	業務実施体制	業務実施体制図の提出	責任者と体制が明確になっているか
		従事者名簿の提出	<ul style="list-style-type: none"> 従事者証発行のための名簿を提出しているか (受注者が認定鳥獣捕獲等事業者の場合)捕獲従事者名簿と事業従事者名簿の氏名が一致しているか
	業務分担	役割分担の確認	受任者との役割分担を確認(許認可申請、地権者との調整等)
	安全管理計画	安全管理計画の確認	<ul style="list-style-type: none"> 必要箇所に必要な対応がとられているか 緊急時連絡体制が定められているか
	捕獲手法	捕獲手法の確認	<ul style="list-style-type: none"> 業務発注時と変更はないか 錯誤捕獲時の対応方法の確認
	個体処分方法	個体処分方法の確認	<ul style="list-style-type: none"> 発注時の方法に変更はないか 個体処理地の関係者と調整ができていないか
	記録様式	記録様式の確認	<ul style="list-style-type: none"> 記録のタイミングは適正か 書類の提出のタイミングは適正か

工程	項目	方法	監督内容
許可申請手続き	必要な手続きの確認	聞き取り・書類確認	適切に許可申請すべき項目が認識されているか
	従事者証の発行	従事者証の受け渡し	業務実施時に携行(写しで可)するよう指導
関係機関との協議・情報共有	地元自治体等	実施記録の確認	捕獲実施地域の関係者との調整ができていないか、業務打合せ簿等の確認
	情報共有	実施記録の確認	捕獲実施地や関連する情報が事業従事者及び発注者に共有されているか、業務打合せ簿等の確認
現地立会	業務実施体制	現地確認	<ul style="list-style-type: none"> 現場代理人は、現場管理を実行しているか(仕様書等との対応) 従事者証を携帯しているか
	捕獲作業	現地確認・実施記録確認	<ul style="list-style-type: none"> 業務計画書どおりの手法で捕獲しているか 安全確保のための標識、法令に基づく標識等が計画通り設置されているか 使用済みのわなや薬莢等が放置されていないか 法令に準拠した機材を使用しているか(許可された捕獲具の使用等) 工程に変更がないか
	記録	実施記録確認	<ul style="list-style-type: none"> わな(標識含む)設置が仕様書に沿って設置されていることが画像とともに記録されているか 捕獲結果が記録されているか 捕獲個体が適切に処分されているか
	安全管理体制	現地確認 実施記録確認	<ul style="list-style-type: none"> 必要箇所に掲示物や安全管理人員を配置しているか (仕様書等に定めがある場合)危険予知活動等を実施しているか
仕様と成果品の突合	成果	成果品の確認	特記仕様書に示した作業内容、数量を満たされているか、検収物の内容、数量を満たされているか

(参考)

〇〇市町捕獲計画書【記載例】

1 目的

本市町においては、有害捕獲事業により、シカ及びイノシシの有害捕獲を実施しているところであるが、シカによる農業被害額は、平成 30 年以降、拡大している状況にある。

このため、緊急捕獲活動支援事業を活用し、シカやイノシシの被害が特に著しい地域において、集落ぐるみによる環境改善と侵入防止の取組を促しつつ、シカ及びイノシシの捕獲の実施によって、被害を減少させることを目的とする。

2 目標

(1) 推進方針

市内 6 地区において捕獲区域を設定し、シカ及びイノシシの捕獲を実施する。

(2) 目標捕獲頭数

〇頭

(出典：〇〇市町被害防止計画)

3. 事業実施体制に係る項目

(1) 構成機関と役割分担

構成機関	役割分担
〇〇市(町)	事業の総括
〇〇市鳥獣被害対策実施隊	捕獲活動の実施

(2) 学識経験者等第三者との協議や意見聴取の機会の設定

①捕獲計画の作成段階

計画案の作成に当たって、対象鳥獣の生息状況や捕獲・被害発生状況を踏まえ、意見聴取する。

②捕獲の実施段階

〇〇氏と随時、協議する。

③捕獲計画に対する事業成果の評価段階

〇〇氏から、事業の評価に当たって、本計画に基づく実施状況について意見聴取する。

4. 対象鳥獣の生息状況等(生息状況、捕獲状況、被害状況等)

(1) 生息状況

ニホンジカは、平成 14 年に市内〇〇町での目撃情報が寄せられるようになり、年々その生息域が拡大し、現在は全域に生息している状況である。

イノシシは、市内全域で目撃されていたが、平成 20 年頃からは農作物被害の相談が急増する状況となっている。令和 5 年に豚熱陽性判定のイノシシが確認された以降、目撃情報は減少している。

(2) 捕獲状況

令和 2 年度以降の年度別の狩猟及び許可捕獲等による捕獲頭数の推移は表 2 のとおりである。近年、増加傾向である。

表 2 ニホンジカの捕獲数の推移

	捕獲数 (頭)			
	狩猟	有害捕獲	その他	合計
令和 2 年				
令和 3 年				
令和 4 年				
令和 5 年				
令和 6 年				

(3) 被害状況

令和 2 年度以降の年度別の被害状況は表 3 のとおりである。

表 3 ニホンジカによる被害額の推移

	被害額 (万円)			合計
	シカ	イノシシ		
令和 2 年				
令和 3 年				
令和 4 年				
令和 5 年				
令和 6 年				

5. 捕獲の内容

(1) 捕獲体制 (捕獲者)

市内 6 地区に実施体制を整備し、それぞれの実施責任者を市長が選定する。

捕獲者は、市が実施する安全管理講習会に参加した者とし、捕獲従事者証を発行する。

捕獲活動は、安全面から原則として 2 名 1 組で実施することとする。

(2) 目標捕獲頭数等に係る内容

被害防止計画に、獣種ごとに次の通り捕獲頭数を掲げているが、地区ごとの目標捕獲数は設定しない。

(3) 捕獲方法

安全で効率的かつ効果的な捕獲活動を行うため、侵入防止柵の整備状況や目撃や被害の報告のあった地点をデータベース化 (マップ化) し、有害捕獲の必要性、緊急性を判断したうえで、被害の多いほ場の近くにおいて、シカについてはくくりわなで、イノシシについては箱わなで誘引捕獲により実施する。

(4) 捕獲期間 (誘引期間含む)

農作物被害が多い7～8月に向けて、6月を集中取組期間に設定して、捕獲を行う。

捕獲活動開始前に、捕獲従事者には、地形、土地利用、誘引物の分布、野生動物の出没頻度等の観察記録を指示し、その報告内容を分析したうえで、わなの設置個所を決定する。

(5) 捕獲場所

○地区ごとに、将来の農地利用の姿を示した「目標地図」の中で、侵入防止や環境整備の対策が施されているなど、農地の優先度を整理したうえで優先度の高い農地から設定する。

(6) 安全配慮措置

捕獲の実施にあたっては、安全措置計画を作成し、常に安全に配慮するようそれぞれの実施責任者に徹底する。

万が一の事故に備えて、市は捕獲従事者に対して〇〇保険に加入し、捕獲活動前に、従事者向けの安全講習会を開催する。

(7) 捕獲個体の確認方法や捕獲個体処理に関する取り決め

捕獲個体の確認は、原則書類確認とし、捕獲従事者は、捕獲確認マニュアル及び緊急捕獲実施確認ガイドラインに定められた方法で捕獲個体の写真を撮影し、捕獲した際に捕獲確認アプリで捕獲個体の情報を入力する。また、証拠物（尾）は、市に提出する。

捕獲個体は、原則として持ち帰って適切に処理（食肉利用（自家消費を含む）、焼却処分）することとし、やむを得ない場合は生態系に影響を与えないような適切な方法で埋設する。

埋設する場合、市町と協議の上、埋設場所を決定する。

(8) 捕獲目標に対する事業成果（捕獲効率含む）の評価方法の設定

本事業の実施状況の評価するため、捕獲実績を取りまとめるとともに、捕獲前後で被害申告のあった農家に対してアンケート調査を実施し、マップ化する。

その集計結果を有識者である〇〇氏に意見聴取したうえで、一連の内容を市被害対策協議会で説明し、事業評価を行う。

(9) その他

特になし。